

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月27日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人京都龍馬会

### (2) 代表者の氏名

赤尾 博章

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区木屋町通三条下ル材木町184 都会館1F「龍馬」

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,坂本龍馬を通して幕末に活躍した歴史上の人物・風土などを学び,自由闊達な精神を愛する人たちとの交流により,龍馬と幕末の歴史ゆかりの地のまちづくり,活性化の推進を図り,歴史的景観の保全と文化の振興に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成24年8月13日

(文化市民局地域自治推進室)